

# 平成29年度 入学料免除・徴収猶予の出願要項 【 留学生（大学院） 】

## 制度の趣旨

本制度は、「**経済的に困難でかつ学業優秀と認められる者**」、「**学資負担者が死亡、または本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる者**」などについて、納付すべき入学料の全額または一部を免除、あるいは徴収猶予し、就学を支援するためのものです。

**制度の趣旨を十分、理解した上で出願してください。**

### ■ 出願手続・期限

出願は、**入学手続きと同時に行ってください。期限は、入学試験毎の入学手続き期限です。**出願書類は他の書類と混在しないよう、封筒等で別分けにしたうえで、必ず**入学手続関係書類に同封してください。** ※出願書類の封筒等には封をしないでください。

### ■ 注意事項

- ・入学料免除・徴収猶予は家計基準及び学力基準に基づいて選考します。出願しても免除・徴収猶予が許可されるとは限りません。不許可の場合に備え、入学料納入の準備を行っておいてください。
- ・入学料免除及び徴収猶予の出願者は、選考の結果発表まで入学料の徴収が猶予されます。
- ・住民票謄本、所得を証明する書類等へのマイナンバー（個人番号）の記載は不要です。記載されている場合は、該当部分を墨塗り等により判読できないようにして、提出してください。
- ・記入の際は黒のペン又はボールペン（消せるボールペンは不可）を使用してください。訂正する場合は修正液等を使わず、二重線を引き、訂正してください。  
※訂正印は不要です。（押印が必要な書類を除く）
- ・出願を取り下げる場合は、速やかに学生課（①番窓口）まで申し出てください。
- ・不明な点は、入学手続日（出願書類提出日）までに余裕をもって学生課へ問い合わせてください。

《問い合わせ先》 京都教育大学 学生課 奨学・就職支援グループ（①番窓口）  
受付時間：8:30～17:00（12:30～13:30を除く。）  
電話番号：075(644)8165  
※問い合わせ等は、原則、出願者（学生）本人が行ってください。

## 1. 入学料免除・徴収猶予出願の対象者

(1)	経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者。
(2)	入学前1年以内において、本人の学資を主として負担する者(以下「学資負担者」という)が死亡し、又は本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる者。
(3)	(2)に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由のある者。※免除の場合のみ その他やむを得ない事情があると認められる者。※徴収猶予の場合のみ

## 2. 【家計基準】経済的理由により徴収猶予を出願する際の所得額上限(目安)

世帯人数		本人 通学区分	一部免除 上限参考額 (単位:万円)	
			給与所得	給与所得 以外 (事業所得等)
1人	本人 単身生活者	自宅	381	205
2人	本人/配偶者(有職者)	自宅	535	313

※①この上限額は出願する際の目安として参考にしてください。

②年間収入及び所得が上限参考額内であっても、選考の結果、許可が受けられない場合もあります。

③「給与所得」の上限額は、平成28年分源泉徴収票の「支払金額」(税込金額)です。

④「給与所得以外」の上限額は収入・売上額から必要経費を引いた後の所得額(営業のみの場合、確定申告書等の「所得金額」の合計)です。

⑤収入の種類が複数ある場合は、合計した所得額となります。

⑥日本で居住している家族に障害者、長期療養者等がいる場合は、所得額から一定額を控除して計算します。

## 3. 【学力基準】学業優秀と認められる学力基準は、次に該当する者

### ■入学料免除出願者

日本の大学を卒業した者は、出身大学成績を秀・優=3、良=2、可=1として換算した平均値が**2.4以上**であること。

(ABC3段階評価の場合 A=3、B=2、C=1として換算した平均値が**2.4以上**)

上記によりがたい場合、入学試験の成績の合計点が本学の配点満点の**6割以上**であること。

### ■徴収猶予出願者

日本の大学を卒業した者は、出身大学成績を秀・優=3、良=2、可=1として換算した平均値が**2.0以上**であること。

(ABC3段階評価の場合 A=3、B=2、C=1として換算した平均値が**2.0以上**)

上記によりがたい場合、入学試験の成績の合格点が本学の配点満点の**5割以上**であること。

## 4. 提出書類

・提出書類には以下の**2種類が必要**です。

・他の手続き書類と混在しないよう、**封筒等で別分けにしたうえで、ほかの入学手続関係書類に同封してください。その封筒等には封をしないでください。**

■全員が必要な書類

■日本に居住する家族がいる場合、提出が必要となる書類

※【**必要書類確認表**】(3.4ページ)にて**提出書類を確認の上、不備のないように書類を取り揃えて提出してください。**

※提出時に書類の記載内容について説明を求めることがありますので、**申請者本人はその内容を熟知しておいてください。**

※**必要な書類が未提出の場合は、選考の対象から除外することがあります。**

やむを得ない事情により、提出日に必要な書類をすべて準備できない場合は、受付の際に申し出てください。

※審査のための内容確認、提出書類の不備、補足として追加資料の提出が必要な場合には、連絡をすることがあります。電話・LiveCampus(メール)等で行いますので速やかに対応してください。

## 5. 入学料免除の額について

免除の額は納付すべき入学料の全額又は半額となります。

## 6. 入学料免除及び徴収猶予の可否と入学料納付期限について【5月上旬頃通知発送予定】

免除及び徴収猶予の可否については、選考のうえ、決定次第通知文書を郵送します。

免除または徴収猶予が不許可となった場合は、**通知した日から14日以内に入学料を納付してください。**徴収猶予が許可された場合は、**平成29年9月末までに、入学料を納付してください。**

**納付期限内に入学料を納付されなかった場合には、除籍(本学学生としての身分を失う)となります。**

免除及び徴収猶予に出願した場合は、その可否が決定するまで入学料の徴収が猶予されますので、選考結果の通知があるまで入学料は納付しないでください。

## 7. その他

- ・記載事項確認のため、出願書類受け付け後に追加書類の提出を求めたり、事情をお聞きしたりすることがあります。
- ・故意に記入すべき事が書かれていなかった時、必要な証明書が提出されない等の不備がある時は、選考から除外します。
- ・虚偽の事実が判明した場合には、免除許可決定後であっても許可を取り消します。
- ・提出された書類は、入学料免除及び徴収猶予の審査とそれに係る手続に使用し、他の目的には使用しません。
- ・不明な点は、入学手続日(出願書類提出日)までに余裕をもって学生課奨学・就職支援グループへ問い合わせください。

## 【必要書類確認表】

### ■全員が必要な書類

提出書類
入学料免除及び徴収猶予願チェックシート(R様式①)
入学料免除及び徴収猶予願(R様式②)
家庭調書(R様式③)
アルバイト等就業状況証明書・申立書(添付様式H) ※アルバイトをしていない場合は、「□無」にチェックして提出。
<b>成績に関する証明書</b> 学力基準を判定するため、該当する証明書が必要です。 ①日本の大学を卒業した者 <b>出身の大学が発行し厳封した「成績証明書」</b> (大学在学中の成績がすべて記載されたもの) ②日本以外の大学を卒業した者 入学者選抜試験の成績により判定しますので証明書の提出は <b>不要</b> です。
<b>免除結果通知用封筒(長形3号封筒)</b> <b>長形3号(長3)の封筒</b> を用意し、結果通知の送付先を記入して提出してください。切手は不要です。 封筒の規格は必ず長3を使用してください。色は問いません。

### ■日本で居住している家族がいる場合に提出する書類

【所得を証明する書類】 ※日本に居住する家族全員分(就学者を除く)

世帯の状況	必要書類	該当に○をつける
給与所得 ※パート等の非正規雇用者を含む	平成28年1月以降 勤務先変更なし  <b>■会社員・公務員等</b> <b>平成28年分源泉徴収票(写)</b> ・複数ある場合はすべての源泉徴収票を提出 ・給与の他に自営業等による収入がある場合は <b>平成28年分確定申告書控(第一表・第二表)(写)</b> を提出 <b>■「源泉徴収票」の無い有職者(パート・アルバイト等)</b> <b>「収入状況証明書・申立書」(様式A)</b> ※給与明細の写しを添付、または勤務先が「支払者の証明」を記入	
※就学者のアルバイト収入分は提出不要	平成28年1月以降 新規採用・勤務先変更あり  <b>「収入状況証明書・申立書」(様式A)</b> 会社員は「労働条件通知書」の写し、公務員等は号俸のわかる書類など、①年間の金額が算出できるもの(賞与含む)、②給与明細の写し、または勤務先の「支払者の証明」が必要。	
	平成29年4月就職者  <b>「収入状況証明書・申立書」(様式A)</b> 会社員は「労働条件通知書」の写し、公務員等は号俸のわかる書類など、年間の金額が算出できるもの(賞与含む)	
個人事業者	個人事業主 自営業・農業等 不動産等収入  <b>「平成28年分確定申告書(第一表・第二表)」(写)</b>	
	外交員収入  <b>「平成28年分確定申告書(第一表・第二表)」(写)または「報酬・料金・契約金及び賞与の支払調書」(写)</b>	

就学者と就学年齢に達していない者以外の家族全員分		市区町村役場発行の「平成28年度(平成27年分)課税証明書」【原本】 ※所得がない家族についても非課税証明書を提出してください。 (課税されていない旨(“所得0円”・“課税なし”等の記載))	
--------------------------	--	---	--

■該当者のみ提出する書類

世帯の状況		必要書類		該当に○をつける
家族の在学を証明する書類	日本の高校、高専、専門学校、大学等に就学中の家族(夫・妻を含む)がいる場合	<b>「在学証明書」</b> あるいは <b>学生証の写し</b> ※平成29年4月現在の在学(予定)校 ※在学期間がわかる部分の写しも提出 ※「在学証明書」は各学校の様式で可		
障害者の認定		下記1～5のうち該当するものの写しを提出 <b>1. 身体障害者手帳</b> <b>2. 療育手帳</b> <b>3. 要介護認定書等</b> <b>4. 精神障害者保健福祉手帳</b>		
長期療養者関係	現在、6ヶ月以上にわたる期間、療養中の者又は、療養を必要と認められる者がある場合	高額療養費払戻しなし	<b>「長期療養者の負担額証明書」(様式E)</b>	
		高額療養費払戻しあり	<b>①「長期療養者の証明書・申立書」(様式E)</b> <b>②高額療養費の払戻し額を証明するもの</b> <b>①、②両方提出</b>	

- ・提出書類は必ず最新のを提出してください。  
 ※課税証明書等は申請前3ヶ月以内に発行された原本を提出してください。
- ・最新の課税証明書と最新の源泉徴収票及び確定申告書では、証明する期間が異なる場合がありますがそのまま提出してください。
- ・状況に応じて、本項で指定する書類以外に書類の提出を求めることや面談を行うことがあります。
- ・一旦、提出された書類は返却することはできませんので、あらかじめご了承ください。

## ■提出書類記入要領

### 1. 入学料免除及び徴収猶予願

- 出願者本人が記入してください。**記入にあたってはこの要項を熟読してください。不備があれば出願できない場合もありますので、注意してください。
- 「□」の欄は該当する箇所に「✓」を付けてください。
- 保証人氏名・住所等については、保証人本人が記入してください。**
- 「入学料免除・徴収猶予を希望するに至った事情」について**
  - ①申請理由について該当する事由に「✓」を付け、説明を要することがあれば具体的に記入してください。
  - ②学資負担者死亡による場合は、死亡年月日がわかる公的書類を添付してください。

### 2. 家庭調査

#### ①「家族状況・所得の種類」欄

- 日本と出身国にいる家族全員の氏名・年齢を、就学者以外の家族と就学者に分けて記入してください。  
**【就学者以外】**
  - 日本に居住している家族(就学者を除く)について、前年の所得の種類と金額を、所得の種類別に記入してください。
    - ・無職の場合は所得の種類欄に「無職」と記入してください。
    - ・就学者と就学年齢に達していない者を除き、日本に居住している家族全員について、**所得を証明する書類**と、市区町村が発行する「**平成28年度(平成27年分)課税証明書**」の添付が必要です。
  - 【就学者】**
    - 出願者本人以外の就学者について、平成29年4月現在の在学(予定)校の設置区分(国立・公立・私立)、学校区分に○を付して学校名、学年を記入してください。
    - ・通学区分にに応じて○を付してください。  
※**在学先の「在学証明書」か学生証(写)を添付してください。**なお、**学生証には有効期限の記載が必要**です。裏面に有効期限の記載がある場合は、裏面の写しも提出してください。
    - ・4月以降入学予定で手続き時に添付できない場合は、入学後、早急に提出してください。

#### ②「家計状況」欄

- 家族数を記入し、**平均的な一ヶ月の収入と支出**について月額を記入してください  
※**『収入状況証明書・申立書』(様式A)を提出してください。**

#### ③「家庭事情」欄

- 本人及び日本に居住している家族について、該当していれば記入し、証明となる書類を添付してください。
  - 【障害者等のいる世帯】(心身に障害のある者がいる世帯)**  
続柄を記入し、該当の□に✓を付してあわせて該当書類(身体障害者手帳、療育手帳、要介護認定書等、精神障害者保健福祉手帳のうち該当するものの写し)を提出のこと。
  - 【長期療養者がいる世帯】(家族に現在まで6ヶ月以上にわたる期間療養中、または療養を必要と認められる者がいる世帯)**  
続柄・診療開始日・傷病名を記入し該当する療養状態に✓を付してください。  
「長期療養者の証明書・申立書」(様式E)に必要事項を記入し、支出の証明となる領収書(写)と給付(払戻し)がある場合はその証明書(写)を添付してください。
  - 【風水害等によるり災】り災した年月、必要事項を記入し、「り災証明書」(被害の状況・金額がわかるもの)を添付してください。**  
※公的支援、保険等による補てんがある場合には、その金額がわかる書類も添付してください。